

～夢をもち共に暮らせるまちづくり～

訪問介護事業所

ヘルパーステーション ゆり

＜重要事項説明書＞

社 会 福 祉 法 人

こ も は ら 福 祉 会

訪問介護サービス重要事項説明書

1. 事業所の理念

「ヘルパーステーション ゆり」（以下「事業所」という。）は、「高齢者の尊厳と自立を守る」という理念のもと、いかなる場合においても「利用者最優先」を原則とした訪問介護サービスの提供に努めます。

2. 訪問介護サービスの目的

事業所は、利用者がその有する能力に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問介護サービス全般を提供します。

3. 法人の概要

- （１）法人名 ：社会福祉法人 こもはら福祉会
- （２）法人所在地：名張市西田原２０００番地
- （３）代表番号 ：０５９５－６６－１２３４

4. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション ゆり
所在地	名張市百合が丘西５番町２番地
電話番号	０５９５－６２－３４５６
介護保険指定番号	２４７１３０１４２０
開設年月日	令和３年１月１日
管理者	坂下 万貴
サービス提供地域	名張市

5. 事業所の従業員の体制

- ①サービス提供責任者 １名以上
- ②訪問介護員 ３名以上

6. 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

営業時間 午前７時００分から午後８時００分

ただし、利用者からの相談や利用受付等については、
午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

上記の営業日、営業時間、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とします。

7. サービス内容

(1) 身体介護

食事介助・・・食事の介助を行います。

入浴介助・・・入浴の介助や清拭（身体を拭く）を行います。

排泄介助・・・排泄の介助、オムツの交換を行います。

更衣介助・・・更衣の介助を行います。

体位変換・・・体位変換を行います。

移動介助・・・室内移動の介助を行います。

移乗介助・・・車いす等への移乗の介助を行います。

自立支援・・・軽度要介護の利用者自身の家事行為について見守り介助を行い、自立を図ります。

(2) 生活援助

買 物・・・利用者の日常に必要な物品の買い物を行います。（買い物先は利用者の自宅の最寄り店に限ります）

調 理・・・利用者の日常の食事の用意を行います。（ご家族用の調理や特別な調理は行いません）

掃 除・・・利用者の居室等の標準的な掃除を行います。（介護保険適用の範囲に限ります。利用者以外の居室や庭等の掃除、模様替え等を行いません）

洗 濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません）

寝具整備・・・布団干しやシーツ交換、ベッドメイキングなどを行います。

8. サービス従事者

(1) 「サービス従事者」とはホームヘルパーで、訪問介護サービスを提供するものをいうものとします。

(2) 前項において「ホームヘルパー」とは、介護福祉士及び介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）より上位の研修修了者とします。

(3) サービスの提供に当たっては、事業所が選任したホームヘルパーがサービスを行います。利用者がホームヘルパーを指名することはできません。事業所の都合によりホームヘルパーを交代することがありますが、その場合、利用者及びご家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(4) 利用者は、選任されたホームヘルパーの交代を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適応と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対してホームヘルパーの交代を申し出ることができます。

9. サービス従事者の禁止事項

サービス従事者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

(1) 医療行為

(2) 預貯金の入出金

(3) 利用者又は家族等からの金品の授受

(4) 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

- (5) 飲酒、喫煙
- (6) 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (7) その他、利用者又は家族等に対する迷惑行為

10. 利用料

(1) 利用料（通常時間帯：午前8時～午後6時）

①身体介護

20分未満	20分～ 30分	30分～ 1時間	1時間～ 1時間30分	1時間30分以上 30分増す毎
163単位	244単位	387単位	567単位	567単位+82単位

②生活援助

20分～ 45分	45分以上
179単位	220単位

③身体介護に引き続き生活援助

身体介護の後（または前）の生活援助		
20分以上	45分以上	70分以上
65単位	130単位	195単位（195単位が限度）

(2) 同一敷地内建物等に居住する利用者に対する減算

①90／100減算

- ・事業所の所在する建物と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物、若しくは事業所と同一の建物内に居住する利用者
- ・事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者数が1月あたり20人以上である建物内に居住する利用者

②85／100減算

- ・事業所の所在する建物と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物、若しくは事業所と同一の建物内に居住する利用者が1月あたり50人以上である建物内に居住する利用者

(3) その他加算

初回加算 200単位／月

新規利用者に対して、サービス提供責任者が初回月に訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員の訪問介護に同行した場合に加算されます。

緊急時訪問介護加算 100単位／回

利用者等の要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護に限る）を行った場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 総利用単位数の137／1000単位

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 総利用単位数の42／1000単位

介護職員等ベースアップ等支援加算 総利用単位数の24／1000単位

特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の10％を加算

- 実際の利用料金は、総単位数に処遇改善加算を加えて地域区分単価（名張市：10.21円／単位）を乗じた金額から、負担割合（1割または2割あるいは3割）に応じた金額となります。
- 上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- 通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝（午前6時～午前8時）	25%
夜間（午後6時～午後10時）	25%
深夜（午後10時～午前6時）	50%
- 2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合には、利用者同意の上で、通常利用料金の2倍の料金になります。
- 公的介護保険が適応される利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く額が介護保険から支払われます。

1 1. 交通費

通常の事業の実施地域（サービス提供区域）にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費

通常のサービス提供区域を越えた地点から片道1 Kmごとに	20円
------------------------------	-----

1 2. キャンセル料

利用キャンセルの場合、以下に定めるキャンセル料をいただきます。但し、24時間前までにご連絡をいただければ、キャンセル料はいただきません。また、利用者の体調や通院等の都合による場合も、キャンセル料はいただきません。

サービス提供時間の24時間前までに連絡	無料
それ以降	利用者負担分全額

※キャンセルが頻回な場合、協議の上でキャンセル料発生条件あるいは利用プランそのものを変更することができるものとします。

1 3. お支払い方法

毎月、月初めに前月分の請求をいたしますので、事業所が定める期日に金融機関口座振替によりお支払いください。

1 4. 事業所及びサービス従事者の義務

- （1）サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- （2）サービス実施日においては、利用者の体調、健康状態等の必要な事項について、利用者又は介護者等から聴取・確認したうえで訪問介護サービスを実施するものとします。
- （3）利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、サービス実施日の終

了時ごとに利用者又は介護者による確認を受けるものとします。

- (4) 作成したサービス実施記録を5年間は保管し、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- (5) 訪問介護サービスの提供のために準備した備品等について、安全性をふまえて適切な管理を行うものとします。
- (6) 訪問介護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

15. サービスの利用についての注意事項

(1) 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施に当たって利用者の事情・意向等に十分配慮します。

(2) ご承諾願うこと

訪問予定時刻は、業務や交通事情等により前後することがあります。

16. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の急変などがあった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

17. 事故発生時の対応

事故が発生した時は、直ちに応急措置を行い、事業所並びにご家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、受診が必要と判断される場合は事業所に応援要請し、主治医等へ付き添い同行します。受診後の移動（自宅、他の医療機関等への）についても、対応させていただきます。物損事故については、経緯経過を事業所に報告し、原状回復を原則として対応します。行政機関への報告が必要な事故については、速やかに関係市町村へ報告を行います。

苦情・相談窓口

ご利用の相談、サービス内容についての相談、及び皆様からの苦情を受け付けるための窓口を設置しております。ご連絡いただいた時、担当者不在でありましたら、後ほど連絡させていただきます。

電話番号	0595-62-3456
FAX番号	0595-62-5656
受付担当者・苦情解決責任者	坂下 万貴
第三者委員	中嶋俊子 0595-65-3556
	山口信子 0595-65-3195

施設の窓口の他に、公的窓口として次の機関があります。

名張市役所 介護・高齢支援室	0595-63-7599
三重県福祉サービス運営適正化委員会	059-224-8111
国民健康保険団体連合会	059-222-4165

【名張市以外の方：

】

重要事項説明確認書

この説明書に書かれている内容に基づき、事業所は訪問介護サービス利用の説明を行なうとともに同文書を交付しました。利用者（又はその家族等）は、事業者より受けた説明で、サービス内容について理解しました。

令和 年 月 日

訪問介護事業所

事業所所在地

名張市百合が丘西5番町2番地

事業所名

ヘルパーステーション ゆり

説明者氏名

利用者 住 所

氏 名

契約者は署名が出来ないため、本人の意思を確認し私が署名代行します。

代理人 住 所

氏 名

(利用者との続柄：)